

石川県公報

平成 25 年 3 月 26 日

第 1 2 5 8 1 号 (火曜日)

毎 週 2 回 火 曜 金 曜 発 行

目 次

告 示				目 次	
一般競争入札の落札者等	(管 財 課)	1	大規模小売店舗の変更の届出の公告	(経営支援課)	4
指定代理納付者の指定	(県民交流課)	1	基本測量終了公告	(監 理 課)	7
都市計画事業の事業計画の変更の認可	(水環境創造課)	2	開発行為及び公共施設に関する工事の完了公告	(建築住宅課)	7
森林病虫害等防除法第 5 条第 1 項の規定による命令の内容となる事項	(森林管理課)	3			
漁業災害補償法第 108 条第 2 項の規定による同意の認定	(水 産 課)	3	教育委員会		
粟津公園の区域の変更	(公園緑地課)	4	指定技能教育施設の技能連携科目の指定		7
石川県証紙売りさばき人指定の一部改正	(出 納 室)	4	公安委員会		
			石川県公安委員会が行う交通の規制の一部改正		8
公 告			監 査 委 員		
予防接種を行う医師に係る公告	(健康推進課)	4	定期監査の結果報告に基づいて講じた措置の公表		11

告 示

石川県告示第128号

WTO (世界貿易機関) に基づく政府調達に関する協定 (平成 7 年条約第 23 号) の適用を受ける特定調達契約につき、一般競争入札の落札者を決定したので、次のとおり落札者等について告示する。

平成 25 年 3 月 26 日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 落札に係る物品等の名称、数量及び調達方法
ポケット線量計ほか 4 件 仕様書のとおり 購入
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
石川県総務部管財課
金沢市鞍月 1 丁目 1 番地
- 落札者を決定した日
平成 25 年 3 月 11 日
- 落札者の名称及び所在地
丸文通商株式会社
金沢市松島一丁目 40 番地
- 落札金額
23,037,000 円
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 一般競争入札の公告を行った日
平成 25 年 1 月 29 日

石川県告示第129号

地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 231 条の 2 第 6 項の規定により、同項に規定する指定代理納付者 (以下「指定代理納付者」という。) を次のとおり指定した。

平成25年3月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 指定代理納付者の商号及び本店の所在地

ヤフー株式会社

東京都港区赤坂九丁目7番1号

2 指定代理納付者に代理納付させる歳入

ふるさと石川応援寄附金(指定代理納付者が提供するインターネットによる公金支払システム及びその決済基盤を利用して代理納付させるものに限る。)

3 指定代理納付者が代理納付の対象とするクレジットカード

V I S A

M a s t e r C a r d

J C B

A m e r i c a n E x p r e s s

D i n e r s C l u b

4 指定代理納付者の指定期間及び歳入を代理納付させる期間

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

石川県告示第130号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成25年3月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

施行者の名称	都市計画事業の種類及び名称	事業地	事業施行期間
七 尾 市	七尾都市計画下水道事業七尾市公共下水道(和倉処理区)	(1) 収用の部分 変更なし (2) 使用の部分 変更なし	昭和59年2月21日から 平成30年3月31日まで
	七尾都市計画下水道事業七尾市公共下水道(七尾処理区)	(1) 収用の部分 変更なし (2) 使用の部分 変更なし	平成9年8月19日から 平成30年3月31日まで
白 山 市	白山市都市計画下水道事業白山市公共下水道(千代野処理区)	(1) 収用の部分 変更なし (2) 使用の部分 変更なし	昭和51年2月17日から 平成28年3月31日まで
	白山市都市計画下水道事業白山市公共下水道(松任中央処理区)	(1) 収用の部分 変更なし (2) 使用の部分 変更なし	昭和54年9月10日から 平成28年3月31日まで
	白山市都市計画下水道事業白山市公共下水道(松任南部処理区)	(1) 収用の部分 変更なし (2) 使用の部分 変更なし	平成元年11月30日から 平成28年3月31日まで
	白山市都市計画下水道事業白山市公共下水道(松任西南部処理区)	(1) 収用の部分 変更なし (2) 使用の部分 変更なし	平成8年1月12日から 平成28年3月31日まで

白山市都市計画下水道事業白山市公共下水道 (鶴来处理区)	(1) 収用の部分 変更なし (2) 使用の部分 変更なし	昭和56年12月16日から 平成28年 3月31日まで
白山市都市計画下水道事業加賀沿岸流域下水道 (梯川处理区) 関連白山市公共下水道	(1) 収用の部分 変更なし (2) 使用の部分 変更なし	平成 3 年 3 月 29 日から 平成28年 3月31日まで
白山市都市計画下水道事業加賀沿岸流域下水道 (犀川左岸处理区) 関連白山市公共下水道	(1) 収用の部分 変更なし (2) 使用の部分 変更なし	平成 7 年 10 月 24 日から 平成28年 3月31日まで

石川県告示第131号

森林病虫害等防除法 (昭和25年法律第53号) 第 5 条第 1 項の規定による命令の内容となる事項を次のとおり定める。
平成25年 3月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 区域及び期間**(1) 区域**

加賀市、小松市、能美市、白山市、金沢市、かほく市、羽咋市、七尾市、輪島市及び珠洲市並びに河北郡津幡町及び内灘町、羽咋郡志賀町及び宝達志水町、鹿島郡中能登町並びに鳳珠郡穴水町及び能登町の区域のうち、次のとおりとする。

(2) 期間

平成25年 4 月 1 日から平成26年 3 月 31 日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫が付着している伐採木等 (伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条をいい、用材又は薪炭材及びこれらの包装を含む。) は、松くい虫を駆除した後でなければ移動しないこと。ただし、特別伐倒駆除を目的として事前に移動場所、移動時間、駆除予定時期等を当該地域を管轄する農林総合事務所長に届け出た場合は、この限りでない。

4 命令をしようとする理由

1(1)に定める区域及びその周辺区域の松林において、松くい虫の被害が発生しており、本年度の気象条件等からみて3に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、1(1)に定める区域及びその周辺区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

3に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課、加賀市、小松市、能美市、白山市、金沢市、かほく市、羽咋市、七尾市、輪島市及び珠洲市の各市役所並びに河北郡津幡町及び内灘町、羽咋郡志賀町及び宝達志水町、鹿島郡中能登町並びに鳳珠郡穴水町及び能登町の各町役場の林業担当課に備え置いて縦覧に供する。)

石川県告示第132号

漁業災害補償法 (昭和39年法律第158号) 第108条第 5 項において準用する同法第105条の 2 第 3 項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第108条第 2 項の規定による同意があったものと認める。

平成25年 3 月 26 日

石川県知事 谷 本 正 憲

寺家加入区

- (1) 発起人の住所及び氏名
珠洲市三崎町寺家フ部の45番地の2 北角 勇夫
珠洲市三崎町寺家ゴ部の152番地 小泊 康男
- (2) 区域
石川県漁業協同組合の地区のうち旧すし漁業協同組合の地区（三崎町寺家、三崎町粟津及び三崎町森腰の区域に限る。）
- (3) 区分
漁業災害補償法第105条第1項第2号口の規定による加入区（区域及び区分）の設定（平成16年石川県告示第461号）寺家加入区の項に規定する区分
- (4) 漁業災害補償法施行規則（昭和39年農林省令第35号）第48条の2において準用する同令第46条第1項の規定による通知年月日
平成25年3月1日

石川県告示第133号

石川県都市公園条例（昭和39年石川県条例第59号）第2条第2項の粟津公園の区域を次のとおり変更する。
平成25年3月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

変更の内容	区 域	供用開始の日
小松市四丁町の一部を追加し、符津町の一部を削除する。	別図のとおり (別図は、省略し、石川県土木部公園緑地課及び南加賀土木総合事務所において縦覧に供する。)	平成25年3月29日

石川県告示第134号

石川県証紙売りさばき人指定（昭和48年石川県告示第380号）の一部を次のように改正し、平成25年4月1日から施行する。

平成25年3月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

2の金沢市の表中15の項を削り、16の項を15の項とし、17の項から19の項までを1項ずつ繰り上げる。

公 告

予防接種を行う医師に係る公告

市町長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項の規定により行う一類疾病の予防接種について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項本文の規定により当該市町長の要請に応じて当該予防接種を行う医師の氏名及び予防接種を行う場所は、次のとおりである。

平成25年3月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

医師の氏名	医師が協力を承諾した市町	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所
岡 田 和 弘 小 黒 智 恵 川 平 洋 一	県内全域	加賀市大聖寺八間道65 加賀市民病院

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べるができる。

平成25年3月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

金沢駅高架下開発ビルAブロック

金沢市木ノ新保町1番1号

2 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 金沢ターミナル開発株式会社

代表取締役社長 西村 重雄

金沢市木ノ新保町1番1号

(変更後) 金沢ターミナル開発株式会社

代表取締役社長 辻子 義則

金沢市木ノ新保町1番1号

3 変更の年月日

平成24年6月25日

4 変更する理由

役員改選のため

5 届出年月日

平成25年3月15日

6 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び金沢市経済局商業振興課

7 届出等の縦覧期間

平成25年3月26日から同年7月26日まで

8 意見書の提出期限及び提出先並びに問い合わせ先

平成25年7月26日

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県商工労働部経営支援課

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

金沢駅高架下開発ビルBブロック

金沢市木ノ新保町1番1号

2 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 金沢ターミナル開発株式会社

代表取締役社長 西村 重雄

金沢市木ノ新保町1番1号

(変更後) 金沢ターミナル開発株式会社

代表取締役社長 辻子 義則

金沢市木ノ新保町1番1号

3 変更の年月日

平成24年6月25日

4 変更する理由

役員改選のため

5 届出年月日

平成25年3月15日

- 6 届出等の縦覧場所
石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び金沢市経済局商業振興課
 - 7 届出等の縦覧期間
平成25年3月26日から同年7月26日まで
 - 8 意見書の提出期限及び提出先並びに問い合わせ先
平成25年7月26日
金沢市鞍月1丁目1番地
石川県商工労働部経営支援課
-

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
金沢駅高架下開発ビルCブロック
金沢市木ノ新保町1番1号
- 2 変更した事項
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
(変更前) 金沢ターミナル開発株式会社
代表取締役社長 西村 重雄
金沢市木ノ新保町1番1号
(変更後) 金沢ターミナル開発株式会社
代表取締役社長 辻子 義則
金沢市木ノ新保町1番1号

- 3 変更の年月日
平成24年6月25日

- 4 変更する理由
役員改選のため

- 5 届出年月日
平成25年3月15日

- 6 届出等の縦覧場所
石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び金沢市経済局商業振興課
 - 7 届出等の縦覧期間
平成25年3月26日から同年7月26日まで
 - 8 意見書の提出期限及び提出先並びに問い合わせ先
平成25年7月26日
金沢市鞍月1丁目1番地
石川県商工労働部経営支援課
-

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
金沢駅西口ビル
金沢市広岡1丁目7番1号
- 2 変更した事項
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
(変更前) 金沢ターミナル開発株式会社
代表取締役社長 西村 重雄
金沢市木ノ新保町1番1号
(変更後) 金沢ターミナル開発株式会社
代表取締役社長 辻子 義則
金沢市木ノ新保町1番1号

- 3 変更の年月日
平成24年6月25日

- 4 変更する理由
役員改選のため
- 5 届出年月日
平成25年3月15日
- 6 届出等の縦覧場所
石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び金沢市経済局商業振興課
- 7 届出等の縦覧期間
平成25年3月26日から同年7月26日まで
- 8 意見書の提出期限及び提出先並びに問い合わせ先
平成25年7月26日
金沢市鞍月1丁目1番地
石川県商工労働部経営支援課

基本測量終了公告

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から、次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成25年3月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
基 本 測 量 (基 準 点 測 量)	平成24年7月5日から 平成25年2月15日まで	七尾市及び鹿島郡中能登町

開発行為及び公共施設に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく次の開発行為及び公共施設に関する工事が完了した。

平成25年3月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

開発区域に含まれる地域の名称	公共施設の種類、位置及び区域	開発許可を受けた者
羽咋市石野町ト25番、26番1、26番2、27番1、27番2、農道の無籍地の一部及び水路の無籍地の一部	道 路 羽咋市石野町ト27番2、農道の無籍地の一部 及び水路の無籍地の一部 緑 地 羽咋市石野町ト38番地先農道の無籍地の一部	羽咋市上江町110番地 高田 圭治 羽咋市石野町二39番地 森田 外喜男

教 育 委 員 会

石川県教育委員会告示第5号

学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第34条第2項の規定により、平成25年4月1日付けで石川県立金沢産業技術専門校の技能連携科目を次のとおりとする。

平成25年3月26日

石 川 県 教 育 委 員 会

- 1 指定技能教育施設の名称及び所在地
石川県立金沢産業技術専門校
石川県金沢市観音堂町チ - 1
- 2 連携措置に係る科目及び連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目

連携措置に係る科目	連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目
木質構造 建築構造概論 規く術 材料	建築構造
工作法 木造建築施工法 建築仕上げ法 仕様及び積算	建築施工
建築製図	製図
工作実習 木造建築施工実習	実習
測量 測量基本実習	測量
建築概論 建築生産概論 生産工学概論 建築設備 建築計画概論	建築計画
関係法規 安全衛生 安全衛生作業法	建築法規

公 安 委 員 会

石川県公安委員会告示第31号

石川県公安委員会が行う交通の規制（昭和47年石川県公安委員会告示第48号）の一部を次のように改正する。

平成25年 3月26日

石 川 県 公 安 委 員 会

別表第 2（一方通行の指定）白山警察署管内の表に次のように加える。

68	市 道	野々市市二日市町0街区3番先から 野々市市二日市町0街区1番先まで (野々市駅前ロータリー)	約 80 メートル	終 日	自動車及 び原動機 付自転車	ロータリー入口か らロータリーを時 計回りに廻る方向
----	-----	--	--------------	-----	----------------------	----------------------------------

別表第 4（指定方向外進行禁止）金沢西警察署管内の表に次のように加える。

672	市 道	金沢市副都心北部大友土地区画整理 事業施工地区内7街区1番地先	無量寺町方向から鞍月5丁目方 向への右折	車 両	終 日
673	市 道	金沢市近岡町15番地1先	無量寺町方向から鞍月5丁目方 向への右折	車 両	終 日
674	市道鞍月17号 近 岡 線 13 号	金沢市近岡町88番地2先	鞍月5丁目方向から直江町西交 差点方向への右折	車 両	終 日
675	市道鞍月17号 近 岡 線 12 号	金沢市近岡町326番地1先	無量寺町方向から直江町中交差 点方向への右折	車 両	終 日
676	市 道	金沢市直江町ト37番地9先	湊3丁目方向から鞍月5丁目方 向への右折	車 両	終 日

677	市 道	金沢市副都心北部直江土地区画整理事業施工地区内36街区 1 番地先	北間町方向から鞍月 5 丁目方向への右折	車 両	終 日
678	市 道	金沢市副都心北部大河端土地区画整理事業施工地区内 1 街区10番地先	北間町方向から鞍月 5 丁目方向への右折	車 両	終 日

別表第 4 (指定方向外進行禁止) 白山警察署管内の表に次のように加える。

514	県 道 宮 永 横 川 町 線	野々市市二日市町 3 街区 2 番先	野代方向から駅構内への右折	車 両	終 日
515	市 道 野々市駅通り線	野々市市二日市町 7 街区 2 番先	三日市方向から駅構内への直進	車 両	終 日
516	市 道	野々市市二日市町 0 街区 1 番先 (野々市駅前広場前)	長池町方向から駅構内方向への左折	車 両	終 日

別表第 9 (追い越しのための右側部分はみ出し通行禁止) 金沢西警察署管内の表に次のように加える。

12	市道 1 級幹線 126号戸水町線	金沢市大友町八151番地先から 金沢市副都心北部大河端土地区画整理事業施工地区内 1 街区 1 番地先まで	終 日	約 2,000 メートル
----	----------------------	--	-----	-----------------

別表第 9 (追い越しのための右側部分はみ出し通行禁止) 津幡警察署管内の表 1 の項を次のように改める。

1	自動車専用道路 主要地方道 金沢田鶴浜線	河北郡内灘町字千鳥台 4 丁目151番地先から かほく市白尾ム之部 2 番地 3 先まで	終 日	約10,952 メートル
---	----------------------------	---	-----	-----------------

別表第10 (普通自転車歩道通行可) 金沢西警察署管内の表41の項を次のように改める。

41	市道 1 級幹線 126号戸水町線	金沢市戸水 2 丁目140番地先から 金沢市副都心北部大河端土地区画整理事業施工地区内 1 街区 1 番地先まで	終 日	約 2,550 メートル
----	----------------------	---	-----	-----------------

別表第11 (最高速度の指定) 金沢西警察署管内の表に次のように加える。

213	市道 1 級幹線 126号戸水町線	金沢市大友町八151番地先から 金沢市副都心北部大河端土地区画整理事業施工地区内 1 街区 1 番地先まで	約 2,000 メートル	毎時50キロ メートル	終日	車両 (原動機付自転車及びけん引を除く。)
-----	----------------------	--	-----------------	----------------	----	-----------------------

別表第11 (最高速度の指定) 小松警察署管内の表に次のように加える。

277	市 道	(1) 小松市地子町91番地先 (2) 小松市本鍛冶町13番地先 (3) 小松市大文字町136番地 4 先 (4) 小松市京町28番地 3 先 (1)から(4)までの場所を結ぶ線により 囲まれた区域内の道路	約 1,460 メートル	毎時30キロ メートル	終日	車両 (けん引を除く。)
-----	-----	--	-----------------	----------------	----	--------------

別表第11 (最高速度の指定) 羽咋警察署管内の表に次のように加える。

173	町 道 314 号 高 松 堀 松 線	羽咋郡志賀町高浜町ソ41番地 1 先から 羽咋郡志賀町末吉ヨ 5 番地 2 先まで	約 700 メートル	毎時30キロ メートル	終日	車両 (けん引を除く。)
-----	------------------------	--	---------------	----------------	----	--------------

別表第11 (最高速度の指定) 羽咋警察署管内の表32の項を次のように改める。

32	町道 314 号 高浜堀松線	羽咋郡志賀町堀松夕36番地先から 羽咋郡志賀町堀松イ70番地1先まで	約 730 メートル	毎時30キロ メートル	終日	車両 (けん引を 除く。)
----	-------------------	---------------------------------------	---------------	----------------	----	------------------

別表第11 (最高速度の指定) 津幡警察署管内の表に次のように加える。

71	自動車専用道路 主要地方道 金沢田鶴浜線	河北郡内灘町字千鳥台4丁目151番地先から 河北郡内灘町字向栗崎チ2番地169先まで (本線)	約 974 メートル	毎時60キロ メートル	終日	自動車
72	自動車専用道路 主要地方道 金沢田鶴浜線	河北郡内灘町字大根布リ251番地3先から 河北郡内灘町字大根布リ251番地163先まで (流出路)	約 480 メートル	毎時60キロ メートル	終日	自動車
73	自動車専用道路 主要地方道 金沢田鶴浜線	河北郡内灘町字千鳥台2丁目170番地先から 河北郡内灘町字大根布リ251番地163先まで (取付道路)	約 1,130 メートル	毎時60キロ メートル	終日	自動車

別表第11 (最高速度の指定) 津幡警察署管内の表1、186の項を次のように改める。

1	自動車専用道路 主要地方道 金沢田鶴浜線	河北郡内灘町字向栗崎チ2番地169先から かほく市白尾ム之部2番地3先まで	約 9,978 メートル	毎時70キロ メートル	終日	自動車
186	自動車専用道路 主要地方道 金沢田鶴浜線	河北郡内灘町字大根布リ251番地163先から 河北郡内灘町字大根布リ251番地1先まで (流入路)	約 546 メートル	毎時60キロ メートル	終日	自動車

別表第11 (最高速度の指定) 輪島警察署管内の表78の項を次のように改める。

78	市道道下黒島線	輪島市門前町黒島イ35番地先から 輪島市門前町道下23字821番地1先まで	約 1,350 メートル	毎時30キロ メートル	終日	車両 (けん引を 除く。)
----	---------	--	-----------------	----------------	----	------------------

別表第18 (駐車禁止) 金沢西警察署管内の表145の項を次のように改める。

145	市道1級幹線 126号戸水町線	金沢市戸水2丁目140番地先から 金沢市副都心北部大河端土地区画整理事業施工地区内1街区1番地先まで	約 2,550 メートル	終日	車両
-----	--------------------	---	-----------------	----	----

別表第18 (駐車禁止) 白山警察署管内の表に次のように加える。

324	市道	野々市市二日市町0街区3番先から 野々市市二日市町0街区1番先まで (野々市駅前ロータリー)	約 80 メートル	終日	車両
-----	----	--	--------------	----	----

別表第18の2 (駐車可の指定) 白山警察署管内の表に次のように加える。

7	市道	野々市市二日市町0街区3番先から 野々市市二日市町0街区1番先まで (野々市駅前ロータリー)	約 60 メートル	終日	枠内のバス ・タクシー 平行駐車 に限る。
---	----	--	--------------	----	--------------------------------

別表第18の3(時間制限駐車区間)金沢東警察署管内の表1、3、4を次のように改める。

1	削	除
3	削	除
4	削	除

監 査 委 員

定期監査の結果報告に基づいて講じた措置の公表

石川県教育委員会より標記のことについて、別紙のとおり通知を受けたので地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により公表する。

平成25年3月26日

石川県監査委員 和田内 幸 三
同 金 原 博
同 安 田 慎 一
同 織 田 静 代

(別紙)

教企第211号

平成25年3月11日

石 川 県 監 査 委 員 様

石 川 県 教 育 委 員 会

平成25年2月21日付け石監査第514号で通知のあった監査の結果に基づき、下記のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

指 摘 事 項	機関名	監査結果に基づき講じた措置
行政財産の使用許可事務において、適正を欠くものがありました。 今後、このようなことがないように十分注意してください。	金沢中央高等学校	今回指摘のあった事項につきましては、今後、このようなことのないよう適正に事務処理を行うとともに、職員相互のチェックを厳重に行い、事務に万全を期するよう指導、徹底しました。

